報 告 事 項 1
説　明　資　料

平成 29 年 7 月 27 日
第 211 回都市計画審議会

生産緑地地区の都市計画変更の原案について

区は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、計画的に保全する必要のある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全および拡充を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っている。併せて、買取りの申出により建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生産緑地地区については、削除の都市計画変更を行っている。

平成 29 年度生産緑地地区の都市計画変更の原案を別紙のとおり作成し、都市計画変更の手続を進める。

1　生産緑地制度の概要

（1）指定要件

ア　現に農業等の用に供されている農地等である。

イ　良好な生活環境確保の機能を有し、かつ、公共施設等の用地として適している。

ウ　面積が一団で 500 ㎡以上の農地等である。

エ　農業の継続が可能である。

（2）特徴

ア　生産緑地地区に指定されてから 30 年間、営農しなければならない。ただし、農業に従事する者の死亡または故障の際は、区に買取りの申出ができる。

イ　生産緑地地区内では、住宅等の建築行為等ができない。

ウ　固定資産税および都市計画税の減免が受けられる。

エ　農業に従事する者の死亡により相続が発生し、引き続き生産緑地地区として営農する場合、相続税の納税猶予が受けられる。

2　都市計画の変更内容

（１）削除

平成 28 年１月から 12 月までの買取りの申出により、行為制限が解除となった地区および公共施設用地に転用された地区を削除する。

・行為制限の解除	3.723 ha	24 件
・公共施設転用	0.651 ha	３ 件
合計	4.374 ha	27 件

（２）追加

平成 29 年１月までに農業委員会に追加指定の申出があり、平成 29 年３月までに練馬区に追加指定の申請のあった地区を追加する。

・既存の生産緑地地区に隣接するもの	0.356 ha	５ 件
・新たに定めるもの	0.132 ha	１ 件
合計	0.488 ha	６ 件

※ その他、分割により新たな地区とするもの３件。

（３）変更後の生産緑地地区面積　181.54ha　652 件

（変更前　185.40ha　662 件）

3　今後の予定

平成 29 年	７月 27 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
	８月 １ 日～ 22 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
	８月 下旬	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
	９月	東京都知事協議手続
	10 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付(～２週間)
	11 月	練馬区都市計画審議会へ付議
	12 月	都市計画変更・告示

4　周知方法

都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付については、区報８月１日号、区ホームページに掲載する。

5　添付資料

都市計画の原案の理由書	Ｐ ５
生産緑地地区の変更計画書	Ｐ ６～９
生産緑地地区の総括図	Ｐ 11
生産緑地地区変更箇所一覧表	Ｐ 13

生産緑地地区計画図　　P 14～36
生産緑地法に関する参考資料　　P 37～41

都市計画の原案の理由書

1　種類・名称

東京都市計画生産緑地地区

2　理由

練馬区は、平成３年の生産緑地法の一部改正を受け、平成４年に区内の農地（約 242ha）を生産緑地地区に指定した後、都市における農地等の計画的・永続的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 12 年に「練馬区生産緑地地区指定要綱」を制定し、積極的に生産緑地地区の追加指定を行っているところである。

平成 27 年３月に策定したみどりの風吹くまちビジョンでは、区内の農地について、農産物の供給や環境保全の役割を担うだけでなく、防災や教育等の多面的機能を有する社会資本であると位置づけており、都市農業の振興と都市農地の保全に取り組むことを掲げている。また、同年 12 月に改定した練馬区都市計画マスタープランにおいても、区の特徴である農を活かして練馬の原風景である貴重な農の空間を残しながら、調和のとれた市街地の形成を進めていくこととし、農とともにあるまちづくりを目指している。

今回、市街化区域内において適正に管理されている農地等６件を、良好な都市環境の形成に資するものとして、生産緑地地区に追加指定する。また、生産緑地法に基づく買取りの申出による行為制限の解除等のあった 27 件の削除を行う。

これにより生産緑地地区の面積を 181.54ha とする都市計画変更を行うものである。

東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）（原案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第１　種類および面積

種　　類	面　　積
生産緑地地区	181.54ha

第２　削除のみを行う位置および区域

名　　称		位　　置	削除面積	備　　考
番　号	地　区　名			
39	向　　山	練馬区 向山四丁目地内	約　1,520　㎡	地区の一部
110	春　日　町	練馬区 春日町六丁目地内	1,930	地区の全部
126	高　　松	練馬区 高松二丁目地内	3,810	地区の全部
180	田　　柄	練馬区 田柄二丁目地内	2,350	地区の全部
198	田　　柄	練馬区 田柄四丁目地内	1,390	地区の一部
269	南　田　中	練馬区 南田中二丁目地内	890	地区の全部
276	南　田　中	練馬区 南田中五丁目地内	1,870	地区の全部
290	谷　　原	練馬区 谷原一丁目地内	3,330	地区の一部
339	石 神 井 町	練馬区 石神井町一丁目地内	2,360	地区の一部
361	石 神 井 台	練馬区 石神井台二丁目地内	1,410	地区の全部
362	石 神 井 台	練馬区 石神井台二丁目地内	60	地区の一部
387	石 神 井 台	練馬区 石神井台六丁目地内	2,230	地区の一部
405	下 石 神 井	練馬区 下石神井二丁目地内	2,360	地区の全部
446	東　大　泉	練馬区 東大泉七丁目地内	810	地区の全部
461	西　大　泉	練馬区 西大泉二丁目地内	1,350	地区の一部
481	西　大　泉	練馬区 西大泉四丁目地内	2,040	地区の一部
515	南　大　泉	練馬区 南大泉一丁目地内	1,470	地区の一部
541	南　大　泉	練馬区 南大泉四丁目地内	1,560	地区の全部
543	南　大　泉	練馬区 南大泉四丁目地内	560	地区の全部
620	大泉学園町	練馬区 大泉学園町一丁目地内	2,160	地区の一部

637	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	1,250	地区の全部
642	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	1,350	地区の一部
666	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	1,140	地区の一部
726	関　町　南	練馬区 関町南二丁目地内	640	地区の全部
727	関　町　南	練馬区 関町南二丁目地内	1,590	地区の一部
811	旭　　町	練馬区 旭町一丁目地内	1,270	地区の全部
813	南　田　中	練馬区 南田中二丁目地内	1,040	地区の全部
計	27　件		約　43,740　㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

公共施設等の用地に供され、または買取り申出に伴い行為制限が解除されたことにより、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部または全部を削除する。

第３　追加のみを行う位置および区域

名　称		位　置	追加面積	備　考
番　号	地　区　名			
2	羽　　沢	練馬区 羽沢二丁目地内	約　280　㎡	地区の一部
312	谷　　原	練馬区 谷原五丁目地内	1,680	地区の一部
339	石 神 井 町	練馬区 石神井町一丁目地内	60	地区の一部
387	石 神 井 台	練馬区 石神井台六丁目地内	290	地区の一部
427	東　大　泉	練馬区 東大泉四丁目地内	1,250	地区の一部
879	平　和　台	練馬区 平和台三丁目地内	1,320	地区の全部
計	6　件		約　4,880　㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理　由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

新旧対照表

番号	変更前	位　置	変更内訳		変更後	摘　要
	面　積		削　除	追　加	面　積	
2	約　3,120　㎡	羽沢二丁目地内	約　　㎡	約　　280 ㎡	約　3,400　㎡	一部追加
39	3,310	向山四丁目地内	1,520		1,790	一部削除
110	1,930	春日町六丁目地内	1,930		0	全部削除
126	3,810	高松二丁目地内	3,810		0	全部削除
180	2,340	田柄二丁目地内	2,350		0	10㎡精査増 全部削除
187	2,120	田柄三丁目地内			2,200	80㎡精査増
198	2,040	田柄四丁目地内	1,390		650	一部削除
269	890	南田中二丁目地内	890		0	全部削除
276	1,870	南田中五丁目地内	1,870		0	全部削除
290	6,840	谷原一丁目地内	3,330		2,250	20㎡精査増、一部削除、 No.880に1,280㎡分割
312	6,070	谷原五丁目地内		1,680	7,750	一部追加
339	5,480	石神井町一丁目地内	2,360	60	3,180	一部削除 一部追加
361	1,410	石神井台二丁目地内	1,410		0	全部削除
362	3,300	石神井台二丁目地内	60		3,240	一部削除
387	10,840	石神井台六丁目地内	2,230	290	9,050	150㎡精査増、一部 削除、一部追加
405	2,360	下石神井二丁目地内	2,360		0	全部削除
426	2,270	東大泉四丁目地内			2,300	30㎡精査増
427	620	東大泉四丁目地内		1,250	1,800	70㎡精査減 一部追加
446	810	東大泉七丁目地内	810		0	全部削除
461	11,060	西大泉二丁目地内	1,350		3,240	一部削除、No.881に 6,470㎡分割
481	12,350	西大泉四丁目地内	2,040		10,310	一部削除
514	4,190	南大泉一丁目地内			4,080	110㎡精査減
515	4,430	南大泉一丁目地内	1,470		2,960	一部削除
541	1,550	南大泉四丁目地内	1,560		0	10㎡精査増 全部削除
543	620	南大泉四丁目地内	560		0	60㎡精査減 全部削除
620	2,790	大泉学園町一丁目地内	2,160		630	一部削除
637	1,250	大泉学園町三丁目地内	1,250		0	全部削除
642	3,660	大泉学園町三丁目地内	1,350		1,080	100㎡精査増、一部削除、 No.882に1,330㎡分割
666	8,530	大泉学園町四丁目地内	1,140		7,390	一部削除
726	640	関町南二丁目地内	640		0	全部削除
727	5,700	関町南二丁目地内	1,590		4,190	80㎡精査増 一部削除
811	1,270	旭町一丁目地内	1,270		0	全部削除

番号	変更前	位　置	変更内訳		変更後	摘　要
	面　積		削　除	追　加	面　積	
813	1,040	南田中二丁目地内	1,040		0	全部削除
879	0	平和台三丁目地内		1,320	1,320	全部追加
880	0	谷原一丁目地内			1,280	No.290から1,280㎡分割
881	0	西大泉二丁目地内			6,470	No.461から6,470㎡分割
882	0	大泉学園町三丁目地内			1,330	No.642から1,330㎡分割
計	120,510 ㎡		43,740 ㎡	4,880 ㎡	81,890 ㎡	
変更のない地区	計 629 件 計 1,733,510 ㎡				計 629 件 計 1,733,510 ㎡	みなし計 7,340 ㎡
計	662 件 1,854,020 ㎡				652 件 1,815,400 ㎡	精査増 240 ㎡ → 181.54 ha

変更概要

種　　類	変　更　事　項
生　産　緑　地　地　区	1　位置の変更　（新旧対照表のとおり） 2　区域の変更　（計画図のとおり） 3　面積の変更　662件 → 652件 約185.40ha → 約181.54ha

東京都市計画生産緑地地区総括図

(原案)　練馬区

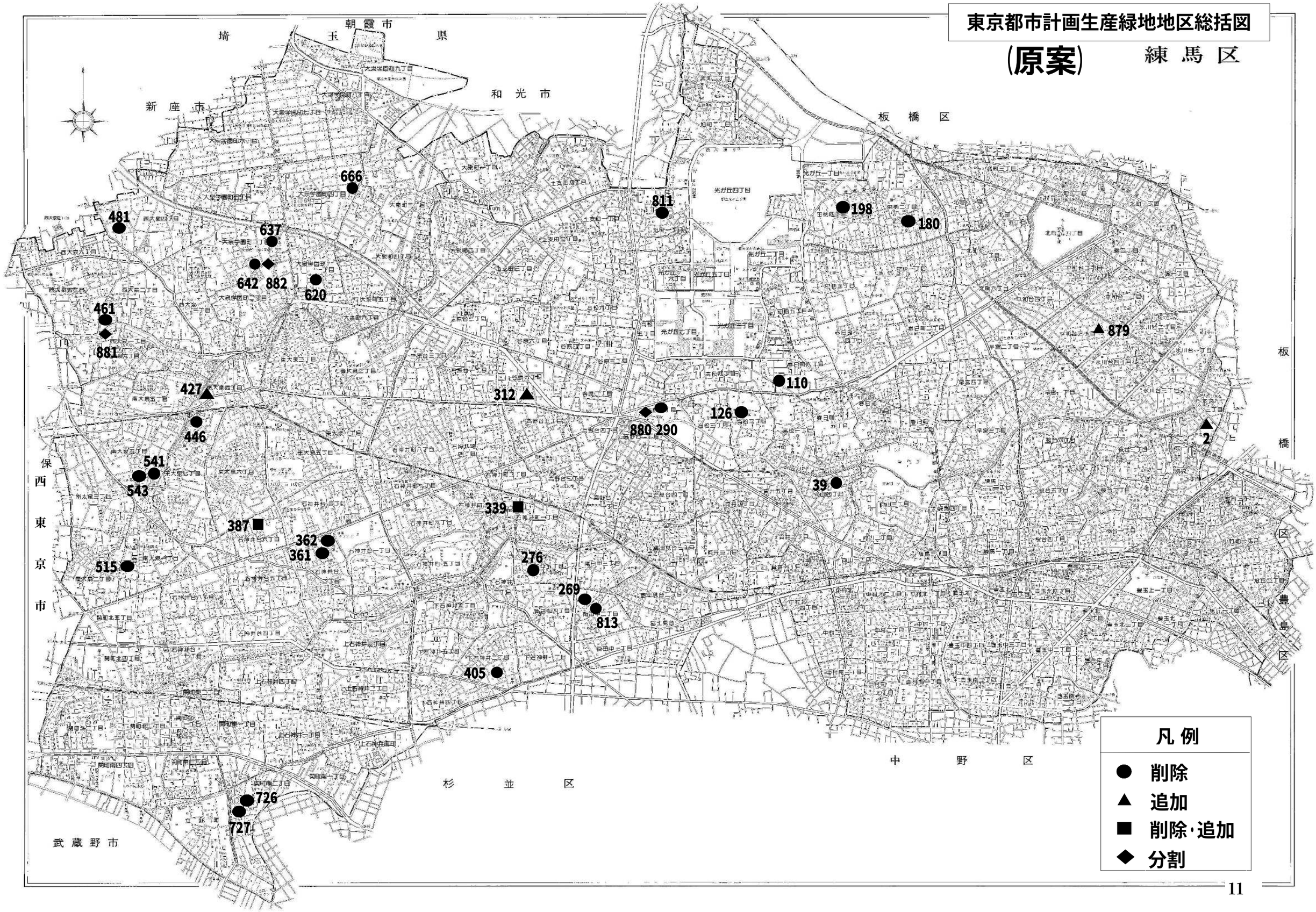

生産緑地地区計画図　変更箇所一覧表

地区番号	図面番号
2	1/23
39	2/23
110	3/23
126	3/23
180	4/23
198	4/23
269	5/23
276	6/23
290	7/23
312	8/23
339	9/23
361	10/23
362	10/23
387	11/23
405	12/23
427	13/23
446	13/23
461	14/23
481	15/23
515	16/23
541	17/23
543	17/23
620	18/23
637	19/23
642	19/23
666	20/23
726	21/23

地区番号	図面番号
727	21/23
811	22/23
813	5/23
879	23/23
880	7/23
881	14/23
882	19/23

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号
練馬区　1/23

地形図番号
KD932　KD941
KD934　KD943

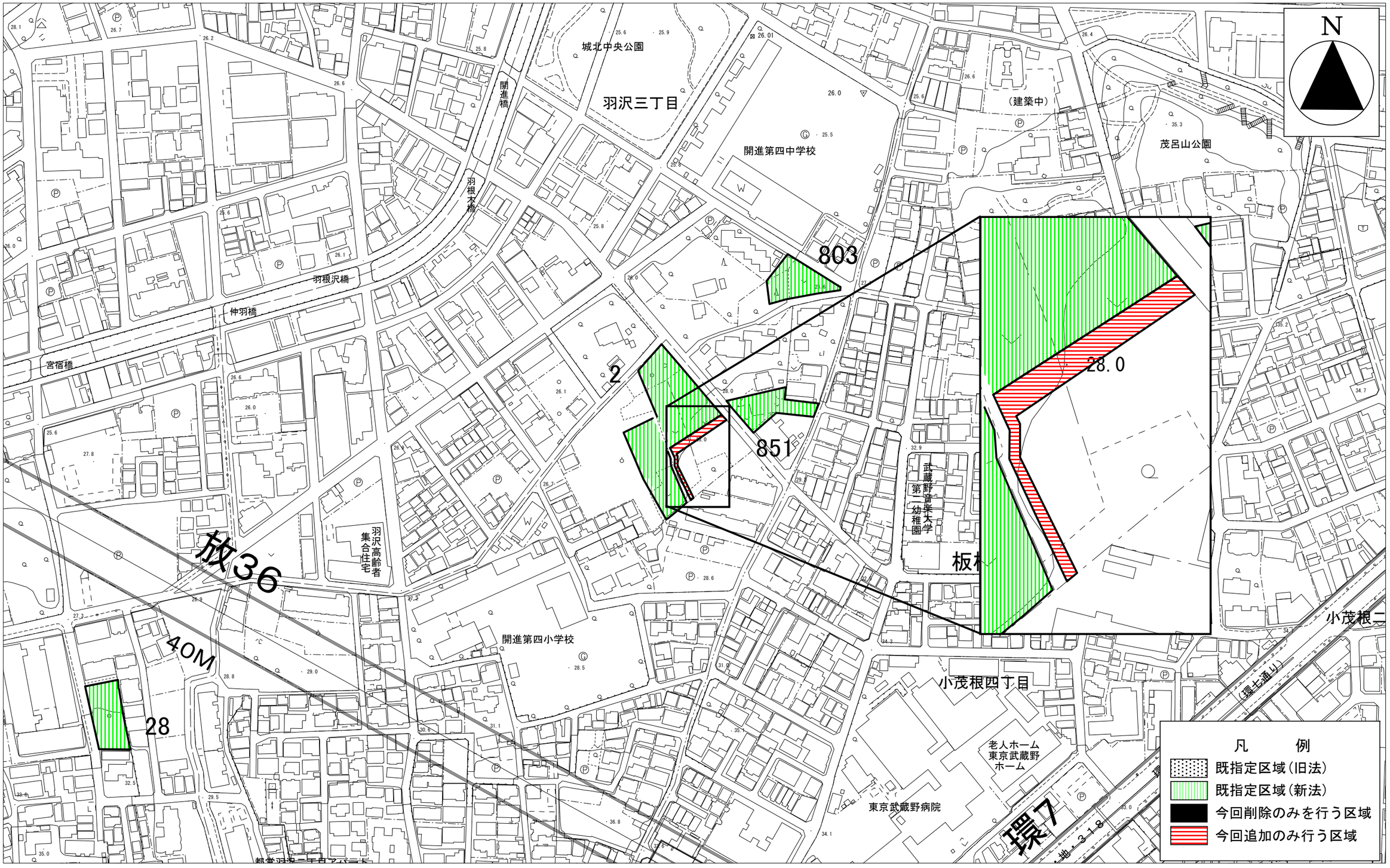

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
（29都市基交測第9号・29都市基交著第15号）
（承認番号）29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号
練馬区　2/23

地形図番号
KD952
KD954

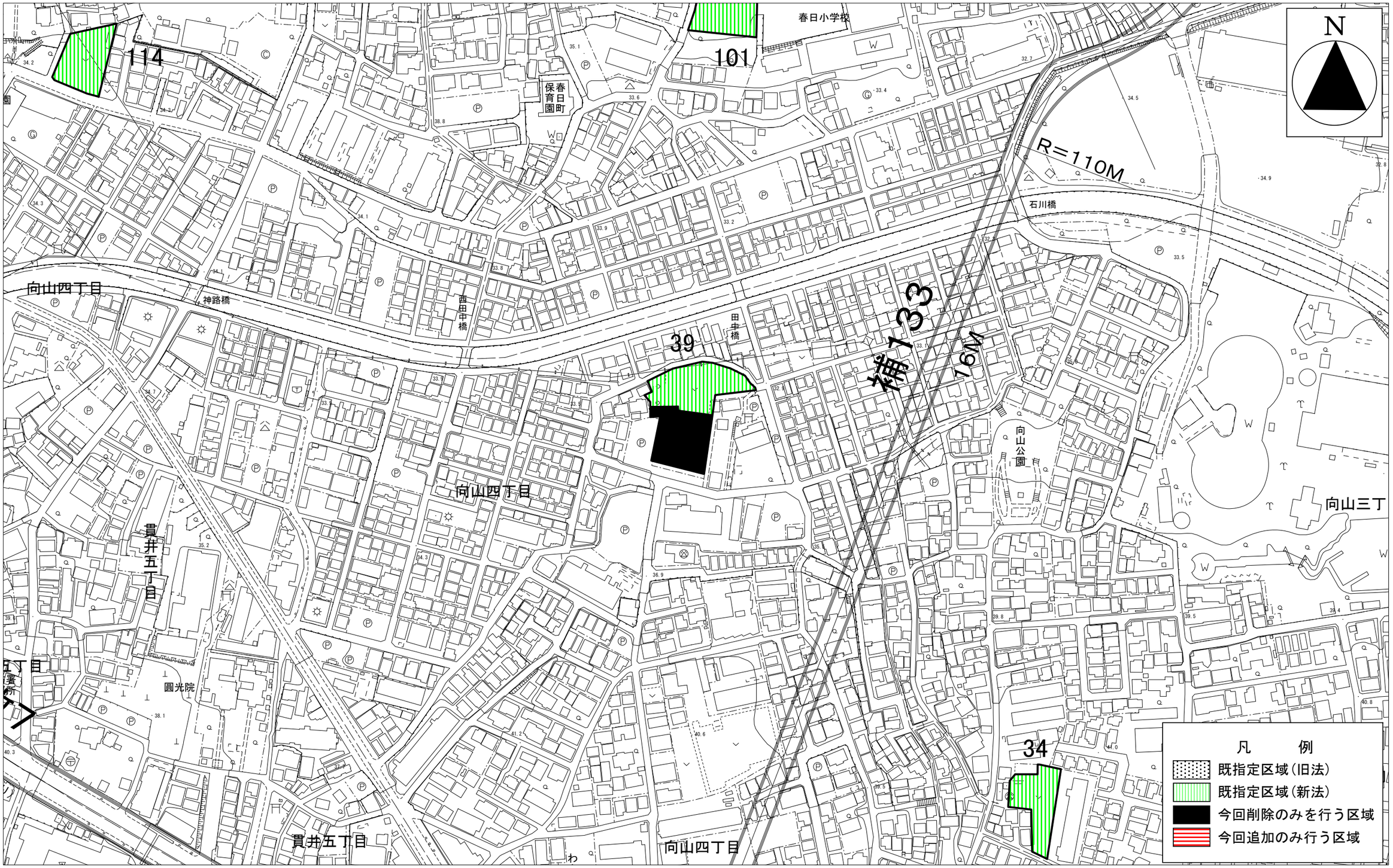

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区 3/23
地形図番号　KD951 KD952

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　4/23
地形図番号　KD854

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　5/23
地形図番号　KD944　KD953

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区 6/23
地形図番号　KD944 KD954

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　7/23
地形図番号　KD951

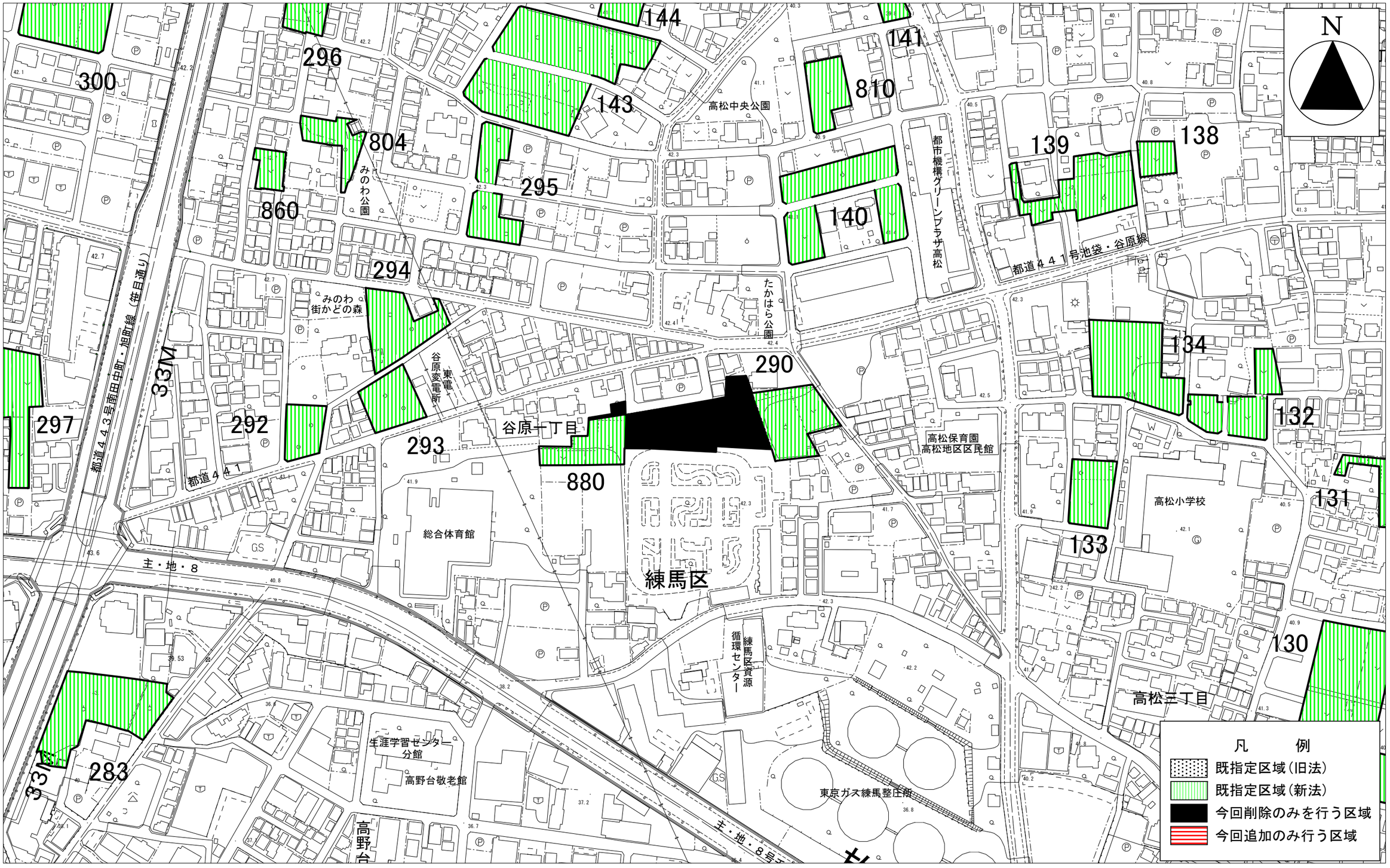

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区 8/23
地形図番号　KD942 KD951

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号
練馬区　9/23

地形図番号
KD942　KD951
KD944　KD953

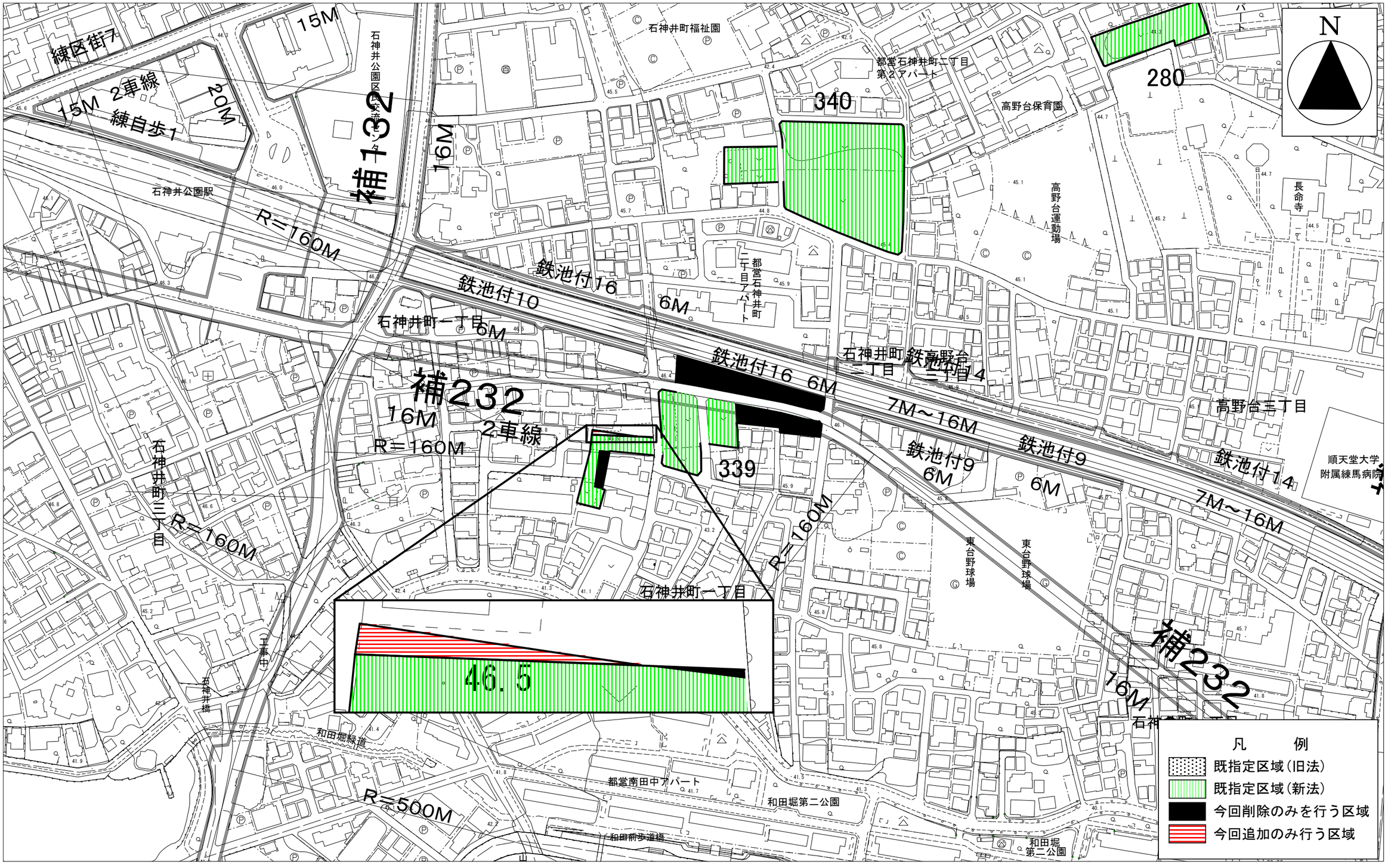

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　10/23
地形図番号　KD943　KD944

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
（29都市基交測第9号・29都市基交著第15号）
（承認番号）29都市基街都第13号、平成29年5月9日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　11/23
地形図番号　KD943

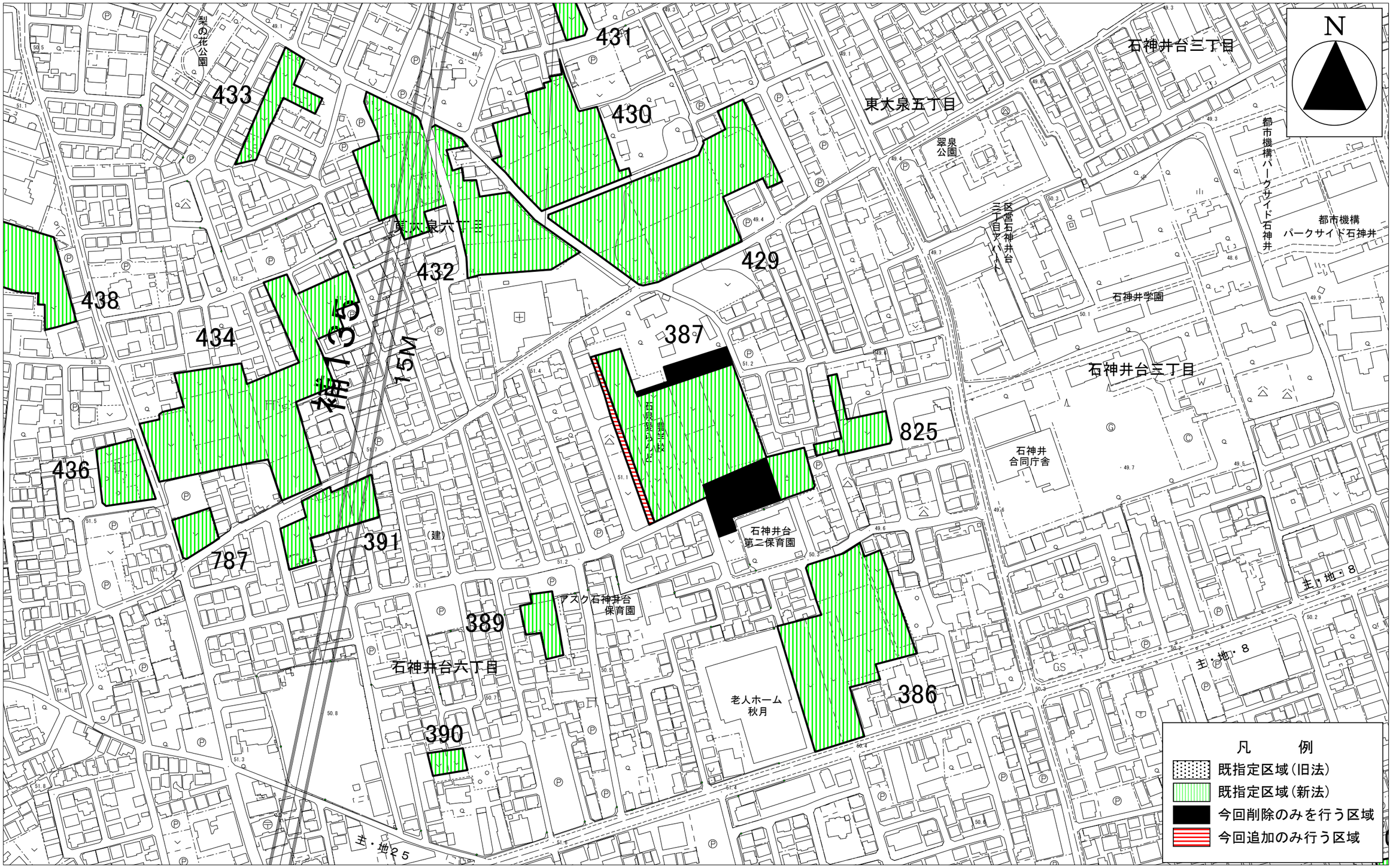

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号
練馬区　12/23

地形図番号
KD941
KD042

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　13/23
地形図番号　KD941

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　14/23
地形図番号　KD843　KD941

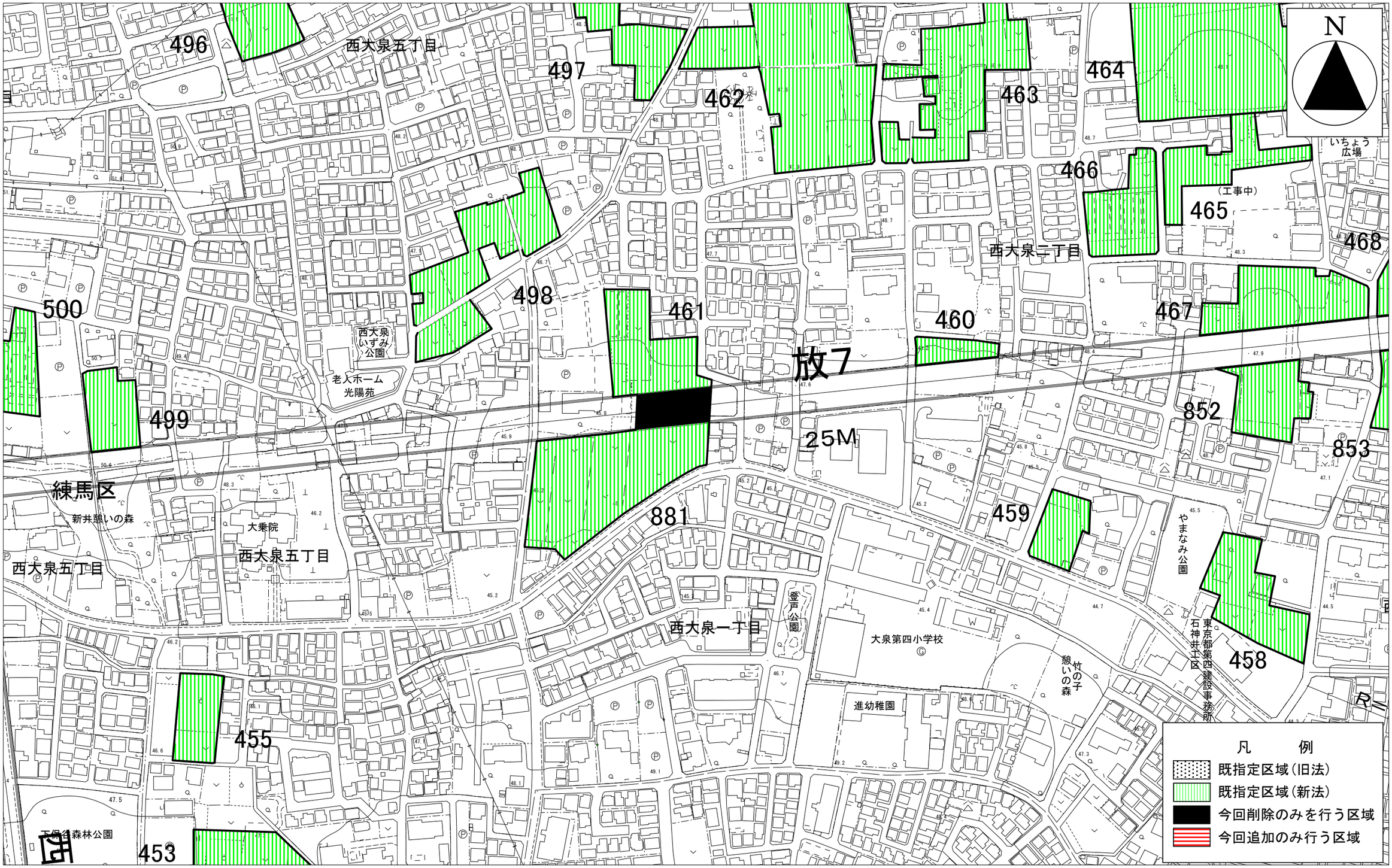

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　15/23
地形図番号　KD843

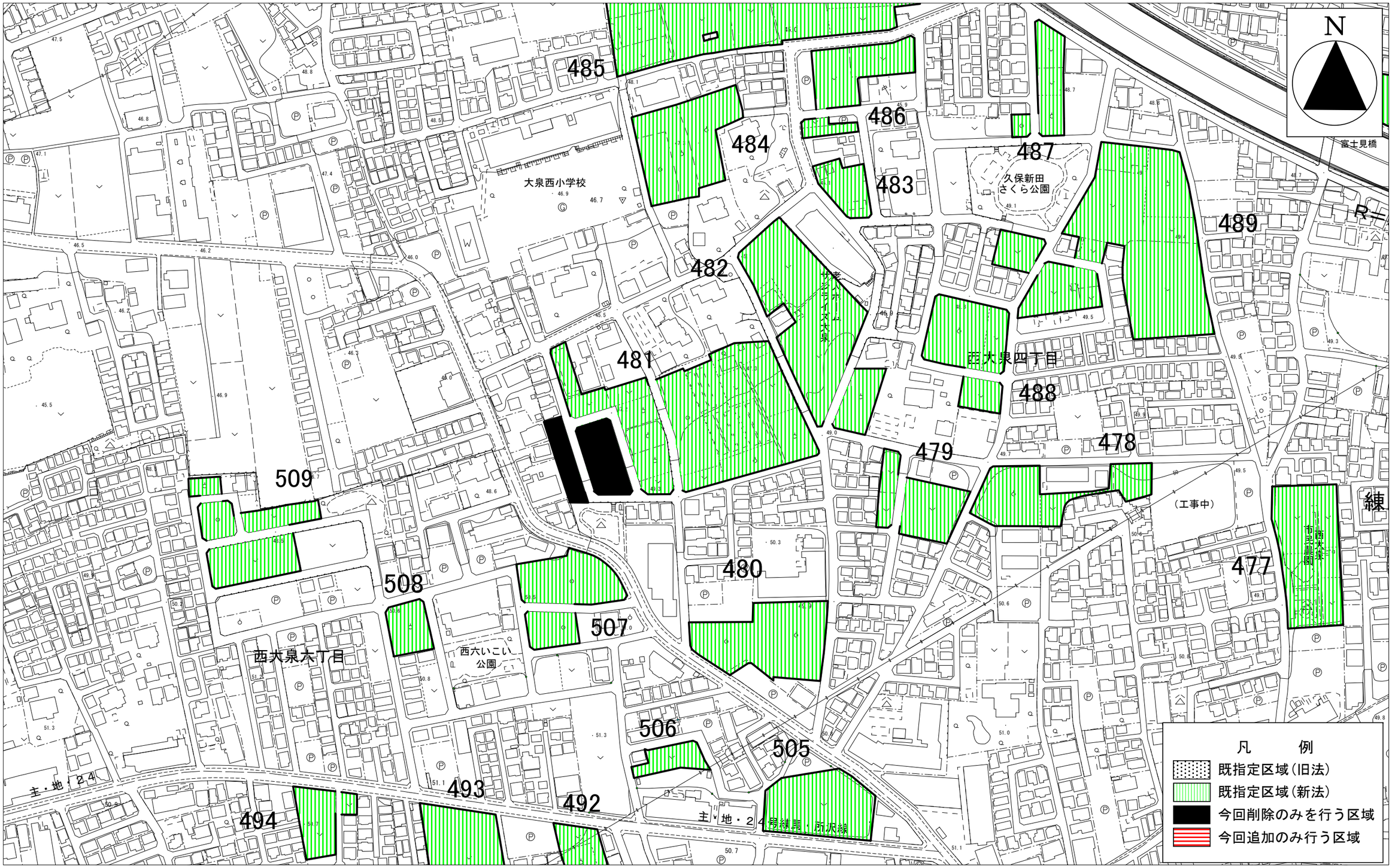

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　16/23
地形図番号　KD943

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　17/23
地形図番号　KD941　KD943

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　18/23
地形図番号　KD843　KD844

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　19/23
地形図番号　KD843

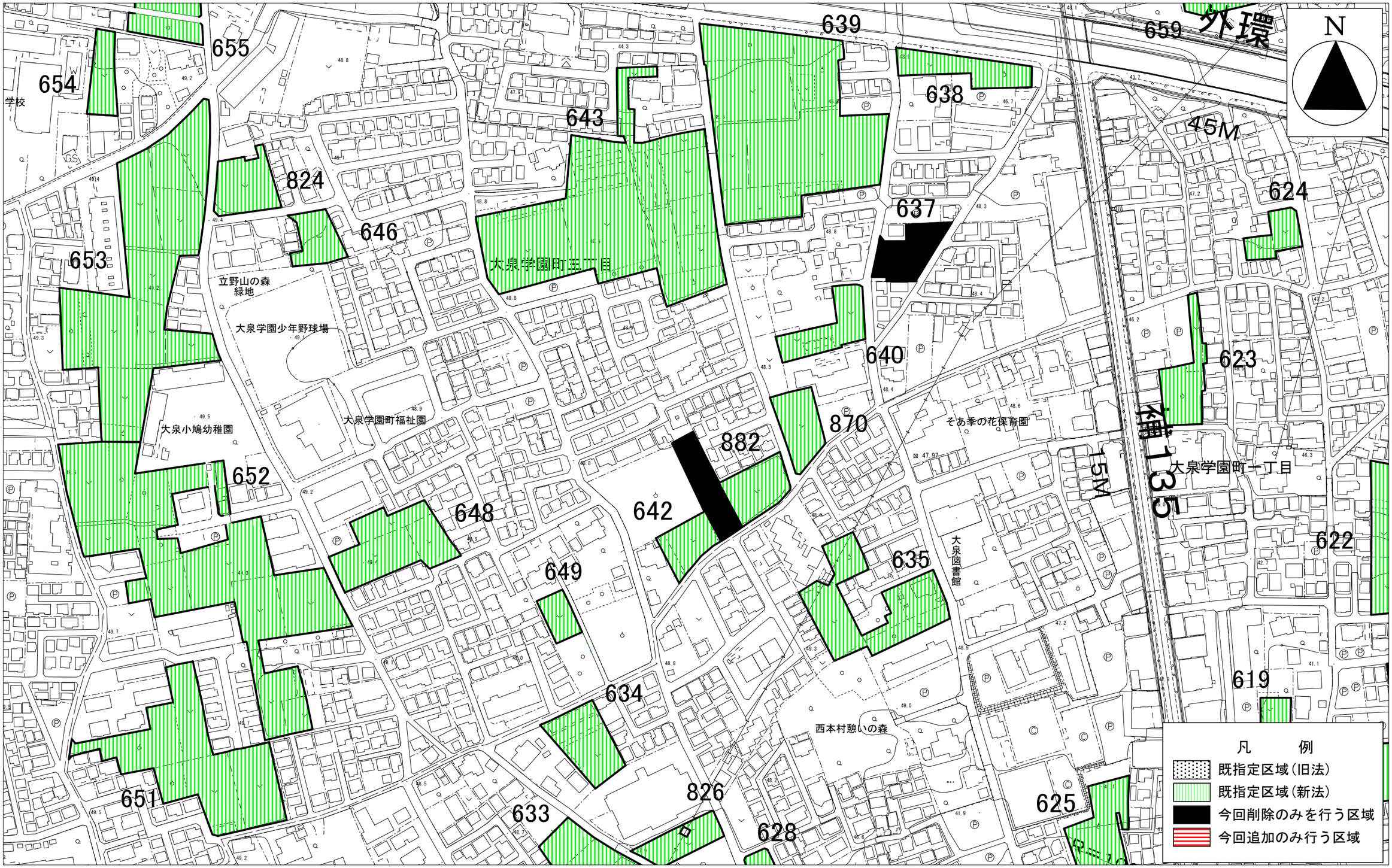

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

0m　50m　100m

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　20/23
地形図番号　KD944　KD953

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　21/23
地形図番号　LD041

凡　例
- 既指定区域(旧法)
- 既指定区域(新法)
- 今回削除のみを行う区域
- 今回追加のみ行う区域

0m　50m　100m

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　22/23
地形図番号　KD853

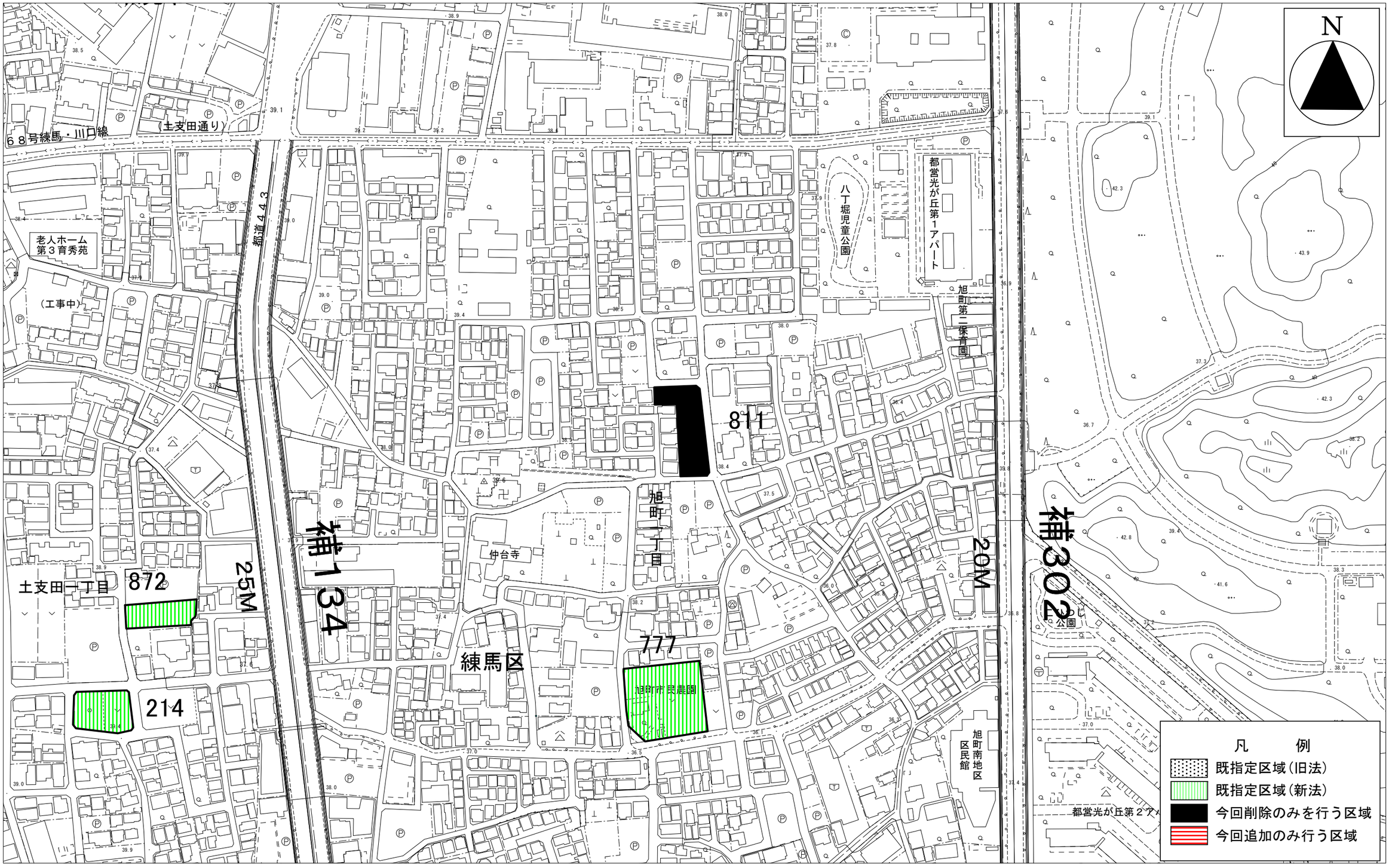

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
(29都市基交測第9号・29都市基交著第15号)
(承認番号)29都市基街都第13号、平成29年5月9日

東京都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定)　原案

図面番号　練馬区　23/23
地形図番号　KD863　KD961

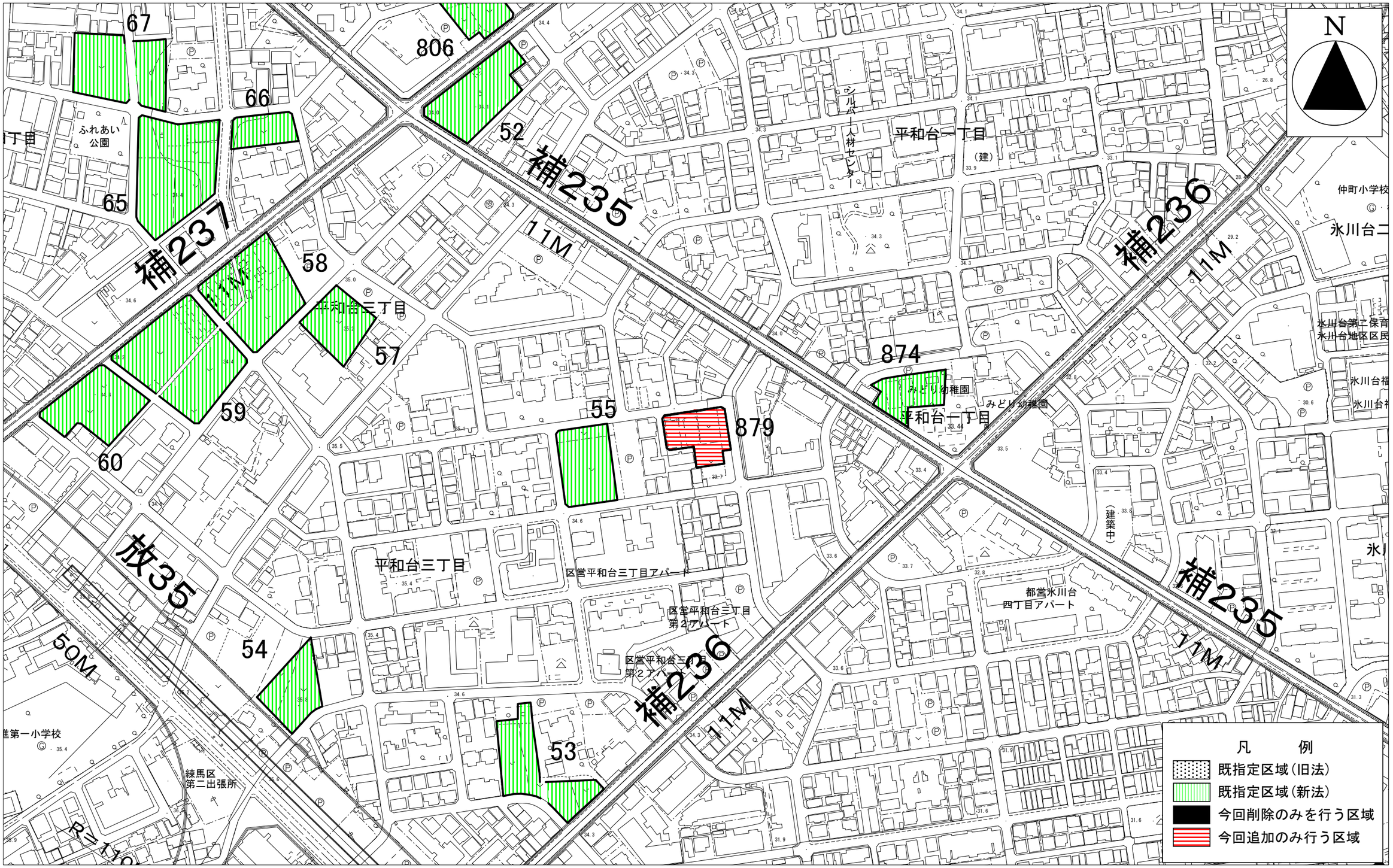

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図を使用したものである。無断複製を禁ず。
（29都市基交測第9号・29都市基交著第15号）
（承認番号）29都市基街都第13号、平成29年5月9日

生産緑地法について

１　生産緑地法の背景

生産緑地法は、昭和49年６月１日に、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、都市における良好な生活環境の確保を図るため、残り少ない農地を計画的に保全することが必要とされる一方で、より計画的な住宅宅地供給を促進するため、その積極的な活用が求められた。平成３年の法改正により、都市内の土地利用計画を定める都市計画によって、市街化区域内農地を「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分することとなった。練馬区では、この法改正を受け、平成４年に生産緑地地区の指定を積極的に行い、計画的な農地の保全に努めている。

（平成４年指定　合計　764箇所　242ha）

２　生産緑地法改正に伴う区の対応の考え方について

P38のとおり

３　生産緑地地区の指定・削除等に関する現行の仕組み

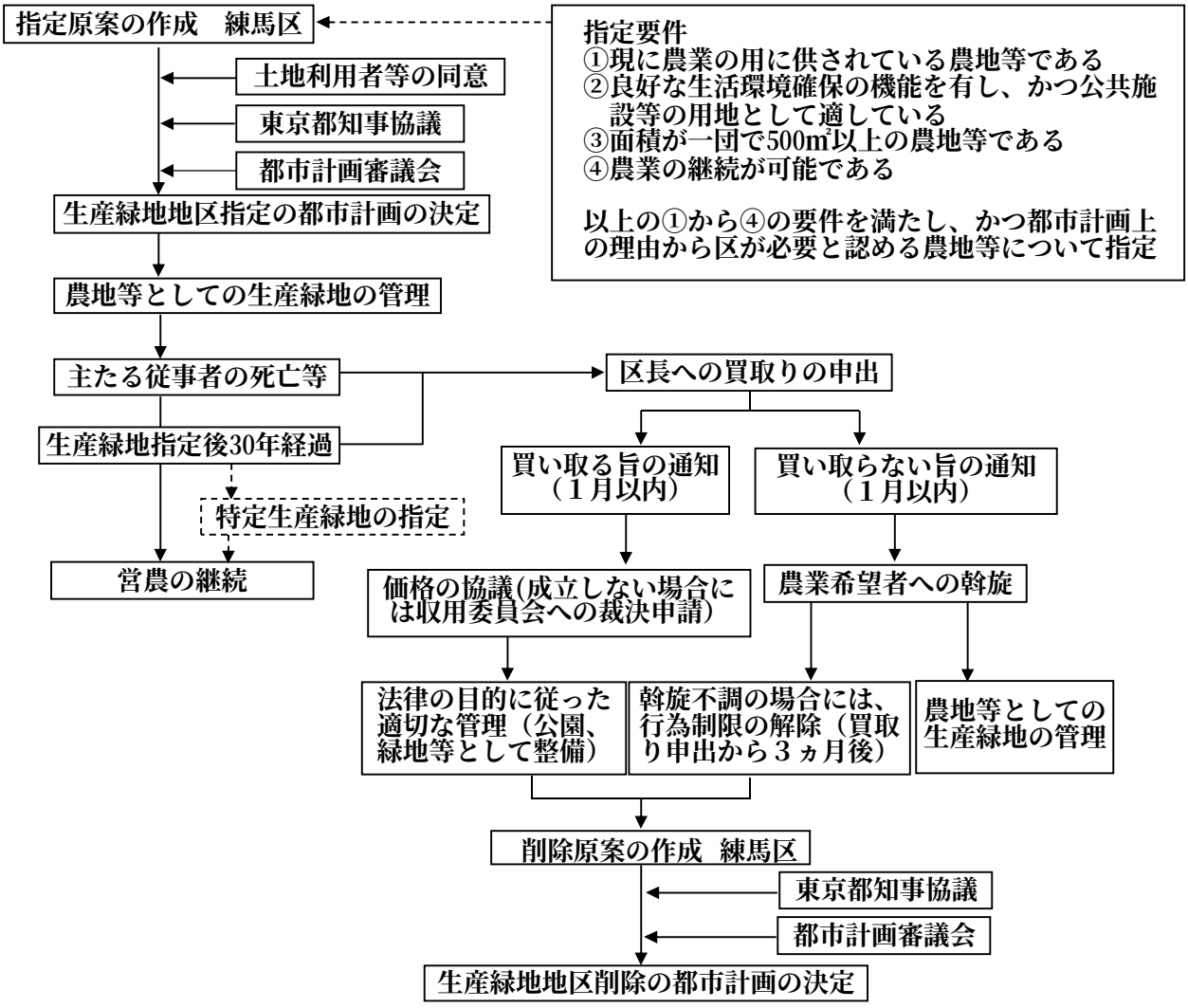

生産緑地法改正に伴う区の対応の考え方について

区は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき、計画的に保全する必要がある農地等を、生産緑地地区として決定している。

平成 29 年５月に法が改正され、生産緑地地区の指定規模面積の緩和や建築行為制限の緩和等が規定された。

区では、法の改正を踏まえ、都市における農地等の計画的な保全を図り、良好な都市環境の形成に資するため「（仮称）練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定に向け、検討を進めている。

ついては、今般条例骨子案および区の今後の対応について、区民からの意見を広く聴くため、以下により区民意見反映制度を実施する。

１　生産緑地法等の主な改正内容

（１）生産緑地地区の面積要件の緩和

現在 500 ㎡である生産緑地地区の下限面積について、区市町村が条例で定めることにより、300 ㎡を下限として定めることができる。

（２）生産緑地地区における建築規制の緩和

これまで生産緑地地区内においては、農業等を営むために必要となる建築物以外は設置許可の対象ではなかったが、今回、農家レストラン、加工施設等が対象施設として加わった。

（３）特定生産緑地の創設

生産緑地地区指定後、30 年を経過する農地等について、区市町村長が特定生産緑地として指定することにより、買い取り申し出時期を 10 年延長する。

（４）一団の農地等の指定の要件緩和

物理的に一体的な地形的まとまりを有している必要があった一団の土地の定義が、同一または隣接する街区内に複数の農地等がある場合にも拡大できる。

２　区の対応

（１）上記１（１）については、条例により生産緑地地区の面積要件を政令で定める規模の下限である 300 ㎡以上とする。

（２）上記１（２）～（４）については、基準を定めるなど必要な措置を行う。

３　条例骨子案の概要等
P41 のとおり

４　区民意見反映制度に基づく意見の募集
（１）募集期間
平成 29 年 7 月 21 日（金）～8 月 10 日（木）
（２）周知方法
・練馬区報への掲載（7 月 21 日号）
・区ホームページへの掲載
・区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、都市計画課での閲覧
（３）意見の提出方法
郵送、ファックスまたは電子メール

５　その他
平成 29 年第三回練馬区議会定例会に条例案を提案予定。

生産緑地法改正に伴う区の対応の考え方

（（仮称）練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例（骨子案）や運用基準等の概要等）

【生産緑地地区とは】
都市計画法の規定による市街化区域(練馬区は全域が市街化区域)内において緑地機能および多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定した地区をいう。

改正後の生産緑地法

	内　容	目的・効果
面積要件	300平方メートル以上（政令で定める）で区市町村が条例で定める規模に引下げが可能	小規模農地の保全
建築行為の制限	農家レストラン、直売所、農産物等加工施設の設置が可能	農業者の支援、住民の満足度向上
保全義務	30年経過した生産緑地の保全期間を10年延長する特定生産緑地指定制度を創設　（区市町村が指定）	税の優遇措置を継続し、将来の農地保全を担保
一団のものの定義	同一または隣接する街区内の複数の農地等がある場合、それらを一団のものとみなして指定が可能（運用指針改正）	小規模農地の保全、道づれ解除の緩和

改正前の生産緑地法

		内　容
法（施行令）	面積要件	生産緑地地区の規模は、一団のものの農地等で500平方メートル以上の区域であること
	建築行為の制限	生産緑地地区内では、公共施設等および農林漁業を営むために必要となる建築物（生産施設、保管施設、休憩施設等）以外の建築を行うことはできない
	保全義務	指定から30年を経過したとき、または主たる農業従事者が死亡または重大な故障により、農業の継続が困難となったとき以外は、農地等として適切に管理しなければならない
運用指針※	一団のものの定義	物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域

※　運用指針：都市計画運用指針（国土交通省による技術的助言）

区の対応の考え方

条例　骨子案

(1)趣旨
生産緑地法の規定に基づき、生産緑地地区の規模について定める

(2)区域の規模に関する条件
生産緑地地区として定める規模は、300平方メートル以上の一団の農地等とする

基準の整備等

（建築行為の制限）
・農家レストラン、直売所、農産物等加工施設の設置が可能となるよう、許可基準を定める

（保全義務）
・最初の生産緑地指定から30年を経過する平成34年に向け、特定生産緑地制度の活用を検討していく

（一団のものの定義）
・同一または隣接する街区内の複数の農地等がある場合、それらを一団のものとみなして生産緑地地区として指定するため定義を定める